

施設所有（管理）者賠償責任保険

2024年11月1日以降に発生した事故に適用

シルバー人材センター向け施設所有（管理）者賠償責任保険の改定について

平素は三井住友海上の賠償責任保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

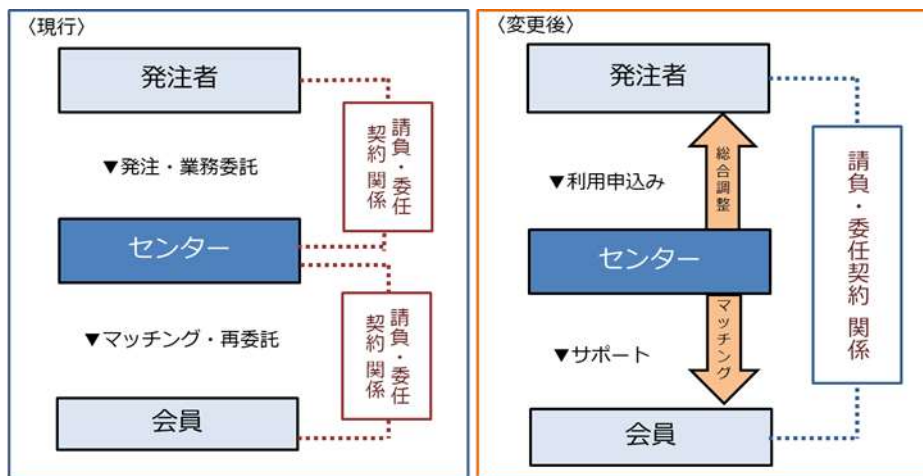
さて、2024年11月の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下、フリーランス新法）」の施行に伴い、シルバー人材センターの業務に関する請負・委任契約関係が一部変更となります。フリーランス新法施行後も現行と同じ補償をご提供するため、2024年11月1日以降、シルバー人材センター特約がセットされている施設所有（管理）者賠償責任保険の内容を変更いたしますので、以下のとおりご案内します。

1. シルバー人材センター特約の変更

(1) フリーランス新法施行に伴うシルバー人材センターへの影響

フリーランス新法の施行により、シルバー人材センターの業務については、原則として、現行のシルバー人材センターを介した業務（発注者とシルバー人材センター、シルバー人材センターとシルバー人材センター正会員（以下、会員）で請負・委任契約関係となる）から、新たに直接契約の業務（発注者と会員が直接的な請負・委任契約関係となる）へと変更^{※1}されます。

※1 発注者やシルバー人材センター等ごとに、実際の請負・委任契約関係に応じた変更となります。



(2) 改定内容

現在、シルバー人材センター特約に規定する被保険者の範囲は、シルバー人材センターの他に、①従来のシルバー人材センターを介した業務を遂行した場合に限定して会員を被保険者としています。

2024年11月1日以降は、フリーランス新法における、②新たな直接契約の業務（発注者と会員が直接的な請負・委任契約関係となる）を遂行した場合においても、会員を被保険者とし、補償対象に含めることとします。

2. 適用時期

2024年11月1日以降に発生した事故に対して適用^{※2}します。

※2 保険契約の始期日にかかわらず、事故日を基準に適用します。